

堺市公報 第191号	令和3年10月22日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例施行規則
 【子ども青少年局子育て支援部待機児童対策室】…………… 2

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 13
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 14
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 14
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について
 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 15
- 子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について
 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】…………… 16
- 道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について
 【建設局土木部路政課】…………… 17

<公告>

- 農用地利用集積計画
 【産業振興局農政部農地課】…………… 20
- 建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告
 【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 26

<上下水道局公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 26
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 27
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 28
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 29

規 則

堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例施行規則を公布する。

令和3年10月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第106号

堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る
事前協議に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（令和3年条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(大規模マンションの建設に関する届出)

第2条 条例第5条第1項の規定による届出は、堺市大規模マンションの建設に関する届出書（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該届出に係る大規模マンションの建設予定地の付近見取図（縮尺2,500分の1）
又は住宅地図

(2) 当該届出に係る大規模マンションの建設予定地の登記事項証明書
（協力の要請の通知等）

第3条 条例第7条第2項の規定による要請は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請書
（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請期間延
長通知書（様式第3号）により行うものとする。

（協力の要請への回答等）

第4条 条例第8条第1項の規定による回答は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請へ
の回答書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第8条第2項の申請は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答期間延
長申請書（様式第5号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 条例第8条第2項の規定による通知は、堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回
答期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（勧告）

第5条 条例第10条の規定による勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（公表の方法等）

第6条 条例第11条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方
法により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、堺市公表理由等通知書（様式第8号）により
行うものとする。

3 条例第11条第2項の意見陳述は、意見を記載した書面を市長に提出することにより行
わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭
により行うことができる。

4 事業者は、条例第11条第2項の意見陳述を行うときは、市長に対して証拠書類又は証
拠物を提出することができる。

（中止の届出）

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、堺市大規模マンション建設中止届出書
（様式第9号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（委任）

第8条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けの届出に係る大規模マンションについて、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり保育施設の整備に関し協力を要請します。

つきましては、協力の要請への対応について、この通知を受けた日から60日以内に回答してください。

建設予定地の所在地		
協力を要請する保育施設の整備の内容	保育施設の種別	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業所 <input type="checkbox"/> 保育所分園 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園分園 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園分園	保育施設の規模 定員 必要な床面積 人程度 m ² 程度
	備考	
協力を要請する理由		
問合せ先	電話番号（ ）	

様式第3号（第3条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請期間延長通知書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けの届出に係る大規模マンションにおける保育施設の整備に係る協力の要請の期間について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり延長したので通知します。

建設予定地の所在地	
延長前の要請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の要請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
問合せ先	電話番号 ()

様式第4号（第4条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答書

年 月 日

堺市長 殿

回答者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で通知のあった保育施設の整備に係る協力の要請への対応について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり回答します。

建設予定地の所在地		
回答	<input type="checkbox"/> 保育施設の整備について協力できる。	
	協力できる内容	
	<input type="checkbox"/> 保育施設の整備について協力できない。	
	協力できない理由	
担当者	電話番号（ ）	

注意

- 1 回答者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。
- 2 該当する□にレ印を記入してください。

様式第5号（第4条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答期間延長申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名 称）
（代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で通知のあった保育施設の整備に係る協力の要請に対する回答期間の延長について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

建設予定地の所在地	
条例第8条第1項に規定する回答期間の末日	年 月 日
延長を求める期間	日間
延長を求める理由	
担当者	電話番号（ ）

注意 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

様式第6号（第4条関係）

堺市保育施設の整備に係る協力の要請への回答期間延長通知書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった保育施設の整備に係る協力の要請に対する回答期間の延長について、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり回答期間を延長したので、通知します。

建設予定地の所在地	
延長後の回答期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
問合せ先	電話番号（ ）

様式第7号（第5条関係）

勧告書

年 月 日

様

堺市長



堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、次のとおり勧告します。

<p>勧告の内容</p>	
<p>勧告をする理由</p>	
<p>履行期限</p>	<p>年 月 日</p>

注意 この勧告に従わなかったときは、その旨並びにこの勧告の内容及びこの勧告を受けた事業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）について、条例第11条第1項の規定により公表することがあります。

様式第8号（第6条関係）

堺市公表理由等通知書

年 月 日

様

堺市長



堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第11条第1項の規定による公表を予定しているため、同条第2項の規定により、次のとおりその理由を通知します。

また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見を記載した書面を提出してください。

公表の理由	
意見を記載した書面の提出先	電話番号（ ）
意見を記載した書面の提出期限	年 月 日

注意

- 1 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 やむを得ない理由があるときは、意見を記載した書面の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。
- 3 代理人を選任したときは、意見を記載した書面の提出期限（口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時）までに、委任状その他の代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 書面等の提出又は意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。

様式第9号（第7条関係）

堺市大規模マンション建設中止届出書

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

年 月 日付けで堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第5条第1項の規定により届け出た次の場所を建設予定地とする大規模マンションの建設は、都合により中止するため、届け出ます。

建設予定地の所在地	
担当者	電話番号（ ）

注意 届出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

告 示

堺市告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年10月22日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 Connect・Work	居宅介護	コネクトケア	大阪府堺市南区土佐屋台1367番地 谷口ハイツ13号室	令和3年10月1日
株式会社 Connect・Work	重度訪問介護	コネクトケア	大阪府堺市南区土佐屋台1367番地 谷口ハイツ13号室	令和3年10月1日
株式会社 ウインズ	居宅介護	ウインズヘルパーステーション	大阪府堺市北区新堀町二丁106番2号	令和3年10月1日
株式会社 ウインズ	重度訪問介護	ウインズヘルパーステーション	大阪府堺市北区新堀町二丁106番2号	令和3年10月1日
株式会社 ウインズ	同行援護	ウインズヘルパーステーション	大阪府堺市北区新堀町二丁106番2号	令和3年10月1日
合同会社 PAN DA	居宅介護	パンダケアステーション	大阪府堺市中区深井沢町3309-1 グレイスコート善501号室	令和3年10月1日
合同会社 PAN DA	重度訪問介護	パンダケアステーション	大阪府堺市中区深井沢町3309-1 グレイスコート善501号室	令和3年10月1日

しんあい 株式会社	同行援護	心あい三国ヶ丘	大阪府堺市堺区向陵西町三丁5-31 メゾンドMⅡ202号	令和3年10月1日
株式会社 JCC	就労継続支援(B型)	就労継続支援B型事業所 c o c o - s u p p o r t	大阪府堺市堺区中之町西三丁2番29号 中之町TKハイツ1A	令和3年10月1日
株式会社 穂の香	居宅介護	穂の香訪問介護ステーション堺	大阪府堺市美原区小寺64-15	令和3年10月1日
合同会社 アース	共同生活援助	グループホームガイア	大阪府堺市北区中百舌鳥町二丁26 クレストなかもず1505号	令和3年10月1日

堺市告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和3年10月22日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
社会福祉法人 堺あけぼの福祉会	計画相談支援	堺あけぼの相談支援室	大阪府堺市南区御池台五丁2番6号	令和3年10月1日
特定非営利活動法人 プリエール	計画相談支援	相談支援事業所 エスポワール	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁432番地2	令和3年10月1日

堺市告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年10月22日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 a n d	居宅介護	支援センター安堵	大阪府堺市中区新家町528番地1 美爽健ビル1	令和3年9月30日
株式会社 a n d	重度訪問介護	支援センター安堵	大阪府堺市中区新家町528番地1 美爽健ビル1	令和3年9月30日
株式会社 a n d	同行援護	支援センター安堵	大阪府堺市中区新家町528番地1 美爽健ビル1	令和3年9月30日
株式会社 シェア一	居宅介護	訪問介護事業所そらまめ	大阪府堺市堺区向陵東町三丁6-32 サンロワール中百舌鳥1B	令和3年9月30日
株式会社 シェア一	重度訪問介護	訪問介護事業所そらまめ	大阪府堺市堺区向陵東町三丁6-32 サンロワール中百舌鳥1B	令和3年9月30日
株式会社 リアン	居宅介護	リアン訪問介護	大阪府堺市北区金岡町3004番地15 A号	令和3年9月30日
株式会社 リアン	重度訪問介護	リアン訪問介護	大阪府堺市北区金岡町3004番地15 A号	令和3年9月30日
社会福祉法人 堺福祉会	就労継続支援（B型）	実里	大阪府堺市西区太平寺325番地	令和3年9月30日

堺市告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号) 第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和3年10月22日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 ゆずの佳	計画相談支援	ゆずサポ	大阪府堺市中区土師町三丁32-32	令和3年9月30日

堺市告示第352号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 預かり保育事業（在園児を対象）

名称	所在地	設置者	(※)	確認年月日
幼保連携型認定こども園 東三国丘保育園	堺市北区東三国ヶ丘町3丁4-1	社会福祉法人 堺暁福社会	満たす	令和3年4月1日

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上を予定している場合に、「満たす」となる。

堺市告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付記
1128	野尻62号線	東区野尻町7番12地先 東区野尻町7番18地先		地元要望
1129	野尻63号線	東区野尻町7番21地先 東区野尻町7番12地先		〃
9234	上野芝向ヶ丘201号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁717番9地先 西区上野芝向ヶ丘町5丁741番5地先		〃
4729	鳳東53号線	西区鳳東町5丁424番1地先 西区鳳東町5丁429番1地先		路線再編成
4730	鳳東54号線	西区鳳東町4丁307番3地先 西区鳳東町4丁315番地先		〃
4731	鳳東55号線	西区鳳東町1丁35番2地先 西区鳳東町1丁34番10地先		〃
4732	鳳東56号線	西区鳳東町1丁34番1地先 西区鳳東町1丁49番地先		〃
11055	土師219号線	中区土師町2丁98番1地先 中区土師町2丁102番7地先		開発に伴う寄付
7700	深井沢12号線	中区深井沢町2694番4地先 中区深井沢町2694番4地先		〃
1964	日置荘北62号線	東区日置荘北町3丁306番1地先 東区日置荘北町3丁300番4地先		都市計画法第39条による帰属

市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
㊦212	鳳東1号線	西区鳳東町1丁16番地先 西区鳳東町1丁133番地先		路線再編成
㊦213	鳳東2号線	西区鳳東町1丁27番地先 西区鳳東町1丁34番地先		〃
㊦222	鳳東11号線	西区鳳東町5丁424番地先 西区鳳東町5丁446番地先		〃
㊦225	鳳東14号線	西区鳳東町1丁6番地先 西区鳳東町1丁7番地先		〃
㊦226	鳳東15号線	西区鳳東町4丁307番地先 西区鳳東町4丁315番地先		〃
㊦231	鳳東20号線	西区鳳東町1丁34番地先 西区鳳東町1丁49番地先		〃

公 告

堺市公告第535号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和3年度 第7号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年10月7日

堺 市

1. 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払 い方法
大阪府高石市取石2丁目5番16号	北口 典安	西区原田	17	田	347	堺市西区原田354番地 堺市西区原田330番地1	細谷 ツヤ子 細谷 眞知子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
			18	田	442								
堺市北区金岡町2430番地	芝田 拓也	北区金岡町	2775-2	田	694	堺市北区金岡町2447番 地	吉田 眞弓	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
			2776	田	2,138								
堺市北区金岡町2269番地4	加藤 巖	東区石原町3丁	89	田	922	堺市北区長曾根町702 番地	南 佐外江	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
				田	657								
堺市南区榎尾3762番地	西川 勝己	西区太平寺	558	田	657	堺市西区太平寺570番 地1	井上 好文	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
			637	田	1,008								
堺市美原区菅生178番地101	杉田 高藏	美原区平尾	607-1	田	1,556	堺市美原区平尾2563番 地 堺市美原区平尾2010番 地37	茶野 正幸 茶野 喜明	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
				田	708								
堺市北区長曾根町702番地	巽 正	北区中村町	126-1	田	708	堺市北区中村町1266番 地	西井 裕	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
			128	田	264								
堺市西区菱木4丁目2746番地	森口 久司	南区野々井	124	田	347	堺市南区野々井792番 地1	巽 崇	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
			127	田	1,447								
大阪府吹田市千里山東4丁目2番1号	原田 雅史	西区草部	662	田	1,504	堺市南区榎尾3184番地	山本 清	賃貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	令和3年11月1日	令和6年10月31日	50,000	毎年未までに貸手指定 口座へ振込
				田	1,533								
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区 日置荘原寺町	329-1	田	1,533	堺市北区長曾根町704 番地	東野 英明	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
				田	1,005								
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	中区陶器北	1105-1	田	1,896	堺市中区陶器北38番地	松川 安治	使用貸借による 権利	田として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	-	-
			2293	田	832								
		中区陶器北	2294	田	832								

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第536号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年10月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和3年10月13日 第E-8号
- 2 対象区域 堺市北区新金岡町3丁5-1から5-5まで
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

**上下水道局公告**

堺市上下水道局公告第127号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量

三宝水再生センターで使用する電気  
予定使用電力量 17,618,000kWh

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和3年9月28日

4 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社  
代表執行役 森本 孝  
大阪府大阪市北区中之島3丁目6-16

5 落札金額

¥15,867,457-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年5月19日

堺市上下水道局公告第128号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量  
石津水再生センターで使用する電気  
予定使用電力量 5,811,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁目39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表執行役 森本 孝  
大阪府大阪市北区中之島3丁目6-16
- 5 落札金額  
¥6,103,067- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年5月19日

~~~~~

堺市上下水道局公告第129号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量
泉北水再生センターで使用する電気
予定使用電力量 13,665,000kWh

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
上下水道局サービス推進部事業サポート課
堺市北区百舌鳥梅北町1丁目39番地2

- 3 落札者を決定した日
令和3年9月27日

- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
代表執行役 森本 孝
大阪府大阪市北区中之島3丁目6-16

- 5 落札金額
¥12,130,558-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年5月19日

~~~~~

堺市上下水道局公告第130号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特

定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量  
浅香山配水場ほかで使用する電気  
予定使用電力量 3,089,140kWh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表執行役 森本 孝  
大阪府大阪市北区中之島3丁目6-16
- 5 落札金額  
¥3,313,572-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年5月19日